

○福岡県警察職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の運用について（通達）

平成21年12月21日

福岡県警察本部内訓第39号

本部長

この度、福岡県警察職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の運用について下記のとおり制定し、平成22年1月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、育児休業等に関する制度の運用及び保育所への送迎に係る職務に専念する義務の免除の承認に関する手続について（平成6年福岡県警察本部内訓第35号）は、廃止する。

記

第1 趣旨

この内訓は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）、福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）、福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成4年福岡県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、福岡県警察職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 育児休業に関する事項

1 育児休業の承認の請求手続（法第2条関係）

(1) 職員は、育児休業の承認を請求する場合は、育児休業をしようとする期間（連続する一日の期間をいう。）の初日及び末日を明らかにして、育児休業を始めようとする日の1月前（当該請求に係る子の出生の日から57日以内に育児休業をしようとする場合は2週間前）までに育児休業承認請求書（規則様式第1号）に証明書類（医師若しくは助産師が発行する出生証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又はこれらの書類の写し等の書類をいう。第3の2及び第4の1において同じ。）を添付の上、所属（警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。）の長（以下「所属長」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に提出しなければならない。

(2) 所属長は、育児休業承認請求書の提出を受けた場合は、意見を付して、遅滞なく警務部警務課長（人事第一係）を経由して本部長に送付しなければならない。

2 育児休業の承認に関する措置（法第2条関係）

法第2条第3項の「当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置」は、業務分担の変更、職員の配置換え、臨時の任用等の措置とする。

3 育児休業の承認の失効（法第5条関係）

法第5条第1項の「当該職員の子でなくなった場合」は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員と育児休業に係る子とが離縁した場合
- (2) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が取り消された場合
- (3) 職員と育児休業に係る子との親族関係が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組により終了した場合
- (4) 職員と育児休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）
- (5) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

4 育児休業の承認の取消し（法第5条関係）

法第5条第2項の「育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったこと」は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 職員と育児休業に係る子とが同居しないこととなった場合
- (2) 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいにより、育児休業の期間中、当該育児休業に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合
- (3) 職員が育児休業に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合

5 育児休業に係る子が死亡した場合等の届出（規則第4条関係）

- (1) 職員は、規則第4条第1項各号に掲げる場合には、遅滞なく養育状況変更届（規則様式第2号）を所属長を経由して本部長に提出しなければならない。
- (2) 所属長は、養育状況変更届の提出を受けた場合は、意見を付して、遅滞なく警務部警務課長（人事第一係）を経由して本部長に送付しなければならない。
- (3) 所属長は、養育状況の変更の届出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該届出をした職員に対して、住民票、戸籍謄本その他の養育状況が変更したことを見証する書類（以下この(3)において「住民票等」という。）の提出を求めることができる。この場合において、提出を受けた住民票等は、当該届出に係る養育状況変更届に添付

して、本部長に送付しなければならない。

6 職務復帰の手続

(1) 育児休業をしている職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたときは、直ちに職務復帰届（別記様式）を所属長を経由して本部長に提出しなければならない。

(2) 所属長は、職務復帰届の提出を受けたときは、当該職務復帰届の内容を確認の上、直ちに警務部警務課長（人事第一係）を経由して本部長に送付しなければならない。

第3 育児短時間勤務に関する事項

1 育児短時間勤務職員等の勤務制（法第10条及び条例第12条関係）

(1) 法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態により勤務する職員
法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態により勤務する職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。（2）において同じ。）は、福岡県警察処務規程（昭和51年福岡県警察本部訓令第3号）第16条第1項に規定する通常勤務員とする。

(2) 条例第12条第2号イ又はロに掲げる勤務の形態により勤務する職員
条例第12条第2号イ又はロに掲げる勤務の形態により勤務する職員は、福岡県警察処務規程第16条第2項に規定する交替制勤務員とする。

2 育児短時間勤務の承認の請求手続（法第10条及び条例第13条関係）

(1) 職員は、育児短時間勤務の承認を請求する場合は、育児短時間勤務をしようとする期間（連続する一の期間をいい、1月以上1年以下の期間に限る。以下この第3において同じ。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに育児短時間勤務承認請求書（規則様式第4号）に証明書類を添付の上、所属長を経由して本部長に提出しなければならない。

(2) 第2の1の(2)の規定は、育児短時間勤務の承認の請求手続について準用する。この場合において、同1の(2)中「育児休業承認請求書」とあるのは「育児短時間勤務承認請求書」と読み替えるものとする。

(3) 職員は、再度の育児短時間勤務をしようとする場合は、育児短時間勤務計画書（規則様式第3号）を育児短時間勤務承認請求書と同時に提出しなければならない。

3 育児短時間勤務の期間の延長（法第11条及び条例第13条関係）

(1) 職員は、育児短時間勤務の期間の延長を請求する場合は、延長をしようとする期間の初

日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、育児短時間勤務の期間の末日の翌日の1月前までに育児短時間勤務承認請求書を所属長を経由して本部長に提出しなければならない。

- (2) 第2の1の(2)の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求手続について準用する。この場合において、同1の(2)中「育児休業承認請求書」とあるのは「育児短時間勤務承認請求書」と読み替えるものとする。

4 育児短時間勤務の承認の失効（法第12条関係）

第2の3の規定は、育児短時間勤務の承認の失効について準用する。この場合において、同3中「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と、「法第5条関係」とあるのは「法第12条において準用する法第5条関係」と、「法第5条第1項」とあるのは「法第12条において準用する法第5条第1項」と読み替えるものとする。

5 育児短時間勤務の承認の取消し（法第12条関係）

第2の4の規定は、育児短時間勤務の承認の取消しについて準用する。この場合において、同4中「育児休業」とあるのは「育児短時間勤務」と、「法第5条関係」とあるのは「法第12条において準用する法第5条関係」と、「法第5条第2項」とあるのは「法第12条において準用する法第5条第2項」と読み替えるものとする。

6 育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出（規則第8条関係）

第2の5の規定は、育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。この場合において、同5の(1)中「規則第4条第1項各号」とあるのは「規則第8条において読み替えて準用する規則第4条第1項各号」と読み替えるものとする。

7 育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務の場合の通知

本部長は、法第17条の規定により勤務をさせる場合は、当該職員に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第4 部分休業に関する事項

1 部分休業の承認の請求手続（条例第23条関係）

- (1) 職員は、部分休業の承認を請求する場合は、部分休業承認請求書（規則様式第5号）に証明書類を添付の上、所属長に提出しなければならない。
- (2) 所属長は、部分休業承認請求書の提出を受けた場合は、当該部分休業承認請求書の写しを、警務部警務課長（人事第一係）を経由して本部長に送付しなければならない。

2 部分休業の承認の失効（法第19条関係）

第2の3の規定は、部分休業の承認の失効について準用する。この場合において、同3中「育児休業」とあるのは「部分休業」と、「法第5条関係」とあるのは「法第19条第3項において準用する法第5条関係」と、「法第5条第1項」とあるのは「法第19条第3項において準用する法第5条第1項」と読み替えるものとする。

3 部分休業の承認の取消し（法第19条関係）

第2の4の規定は、部分休業の承認の取消しについて準用する。この場合において、同4中「育児休業」とあるのは「部分休業」と、「法第5条関係」とあるのは「法第19条第3項において準用する法第5条関係」と、「法第5条第2項」とあるのは「法第19条第3項において準用する法第5条第2項」と読み替えるものとする。

4 部分休業に係る子が死亡した場合等の届出（規則第12条関係）

第2の5の規定は、部分休業に係る子が死亡した場合等の届出について準用する。この場合において、同5の(1)中「規則第4条第1項各号」とあるのは「規則第12条において準用する規則第4条第1項各号」と、「所属長を経由して本部長に」とあるのは「所属長に」と、同5の(2)中「、遅滞なく」とあるのは「、当該養育状況変更届の写しを、遅滞なく」と、同5の(3)中「住民票等は」とあるのは「住民票等の写しは」と、「養育状況変更届に」とあるのは「養育状況変更届の写しに」と読み替えるものとする。

第5 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等

条例第26条第1項のその他これに準ずる事実は、次に掲げる事実とする。

- (1) 職員が民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る3歳に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る3歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。
- (2) 職員が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親として3歳に満たない児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。
- (3) 職員が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養育里親（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）として3歳に満たない児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

第6 関係書類の保存

- 1 所属に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
-----	--------	------

育児休業承認請求書（写し）	育児休業承認請求書（写し）	継（3年）
	養育状況変更届（写し）（育児休業に係るものに限る。）	
	職務復帰届（写し）	
育児短時間勤務承認請求書（写し）	育児短時間勤務承認請求書（写し）	継（5年）
	育児短時間勤務計画書（写し）	
	養育状況変更届（写し）（育児短時間勤務に係るものに限る。）	
部分休業承認請求書	部分休業承認請求書	
	養育状況変更届（部分休業に係るものに限る。）	

2 警務部警務課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
育児休業承認請求書	育児休業承認請求書	継（3年）
	養育状況変更届（育児休業に係るものに限る。）	
	職務復帰届	
育児短時間勤務承認請求書	育児短時間勤務承認請求書	継（5年）
	育児短時間勤務計画書	
	養育状況変更届（育児短時間勤務に係るものに限る。）	
部分休業承認請求書（写し）	部分休業承認請求書（写し）	
	養育状況変更届（写し）（部分休業に係るものに限る。）	

